



福祉保健課 保険年金福祉係からのお知らせ

国民年金のお知らせ

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。

基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

・第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方など、第2号被保険者、第3号被保険者でない方です。

加入手続きは、ご自身で住所地の市町村役場で行います。

・第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。

加入手続きは、勤務先が行います。

・第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方です。

加入手続きは、第2号被保険者の勤務先が行います。



※会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きが必要となりますので、ご自身で住所地の市町村役場で手続きを行う必要があります。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場福祉保健課で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

令和4年度分（令和4年7月分から令和5年6月分まで）の免除等の受付は令和4年7月1日から開始されています。

また、申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。

※本人・配偶者・世帯主の前年の所得による審査があります。

【必要なもの】

- 年金手帳、もしくは基礎年金番号がわかる通知等
- 失業を理由として申請するときは、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票）をお持ちください。

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

※引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としになります。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または最寄りの年金事務所または役場福祉保健課へお申し出ください。

■問合せ先

鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490
福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

！ 現在お使いの被保険者証の有効期限は令和4年9月30日です！

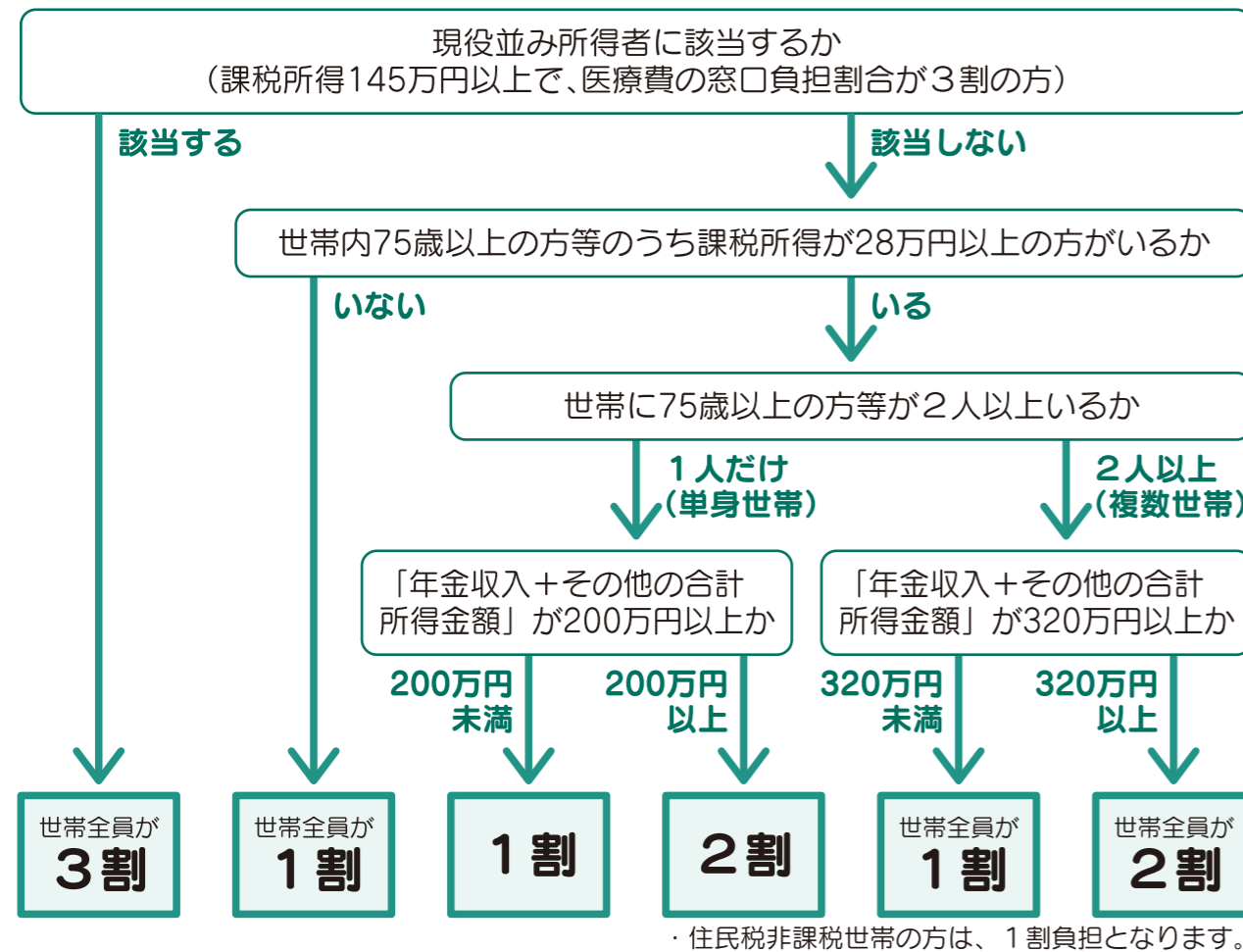
■被保険者証を提示するときは「有効期限」を必ず確認し、10月以降は新しく郵送される水色の被保険者証をお使いください。

■新しく窓口負担割合が「2割」と記載された被保険者証が交付された方は、令和4年10月1日から窓口負担割合が2割となります。国からのお知らせを同封しますので、ご確認ください。

後期高齢者医療の負担区分に『2割』が新設されます

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の医療費の窓口における負担割合に、これまでの「3割」と「1割」に加え、新たに「2割」が新設されます。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します。



窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

■令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

■同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払う必要はありません。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻します。

■配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日自動的に払い戻します。口座の登録が必要な方へは、9月末に広域連合より申請書が郵送されますのでご提出をお願いいたします。

■「2割」の対象となる方へは被保険者証更新時に「国からのお知らせ」が同封されますので、内容をご確認ください。

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608